

對策も社會、經濟、技術的發展に關する新しい認識が存在してはじめて（勿論精神的なもの無視することなく）實際上永續的な價値を獲得する。それ故今後の土地整理には出来るだけ科學の力を藉りることが必要となる。現に一九三六年にも既に關係方面の種々の専門科學が「土地問題の國家的共同作業」を結成し、こゝに土地整理の實際的方法が用意されるに至つたのである。實際整理當事者も個々の地域の自然的條件や發展の可能性を根本的に研究してゐてこそ初めて希望の計畫を樹て、將來の土地開發や人口政策に對しても指標的感情を獲得することが出来る。そのためには生物學者や地質學者も經濟學や行政學並びに民俗學や風土生物學の代表者と同様に貢獻するところが多い（例へば筆者が（一九三八年ハイデルベルクで出版した「民族と生活」は地域秩序と國土計畫に役立つ多種多様な研究及び學科に計する一覽表である）實際地域秩序の計畫は精密な土地の知識と活潑な思想が存在し、そして研究と立案との間に双方の經驗が交換されてこそはじめて可能となる。つまりこれらの諸要素は現状に對して民族及び地域政策上の發展の目標を呈示するもので、言ひ換へれば、これらは中

央地方の指導部の實際的指導に重要な基礎を與へたのである。以上の見地からみれば、假令一地方の計畫と雖も、それと互ひに調和しあひ、そして同時に全國土に互る全體的計畫に調和してゐなければならぬ。つまり地方計畫は一つの中心點計畫に統合され、一つの上位的見地から出發してゐなければならぬ。更らにこの思想を擴大すれば、他の歐洲諸國にもそれと土地整理の思想が擡頭し、國家の指導層がそれと適當な土地の秩序計畫を樹立することが希望される。さうすれば歐洲の共同作業が年々密接化するにつれて、歐洲諸國の凡ゆる計畫と企畫とが互ひに調和し合ひ、やがては歐洲全體の大規模な秩序の變換が可能となることであらうし、そこに亦民族共榮と經濟的繁榮の實が擧がることになるであらう。とは云へ、將來の凡ゆる計畫を實現すべき第一の前提條件は、歐洲の諸民族が共產主義の危險を最後の除去すべき共同戰線を結成することにある。實際この東方の敵を克服することこそ、即ち大陸の文化的自由と經濟的健全化の生活を保證するものに外ならない。（終り）

## 法令

# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

東京都

東京都營

京橋區築地地内軌道敷設特許の件

東京都申請に係る標記の件は物資輸送力の圓滑を期せんが爲中央賣市場に對し貨物引込線を敷設し以て有事の際に對處せんとするもの

にして右は昭和十九年四月二十六日付業監第五六九號を以て内務運輸通信兩大臣より特許ありたり。

北海道

函館市 軌道工事着手並に竣功期限延長の件

函館市申請に係る標記の件は昭和十年十月七日 監第三二二九號認可龜田の五廓間軌道敷設工事施行の件は工事着手期限は本年四月六日並に竣功期限は明年四月六日迄の處本區間は都市計畫事業たる 通路工事の竣功を俟つて敷設すべきものなるも右工事及時局柄努力並に資材の關係上完成に至らざるを以て着手期限を昭和二十一年四月六日迄竣功期限を同二十二年四月六日迄延長せんとするものにして右は昭和十九年四月二十七日附業監第六一五號を以て内務運輸兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪神急行 十三停留場設計變更の件

京阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は新京阪線車輛發着線乘入工事は目下工事中なる處十三停留場に於ける涉線變更に伴ひ發着線十三停留場構内聯動裝置並に電車線路の一部變更せんとするものにして右は昭和十九年四月十五日付業監第六〇二號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

大阪府

京阪電氣 枚方東口停留場信號保安設備變更の件

京阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は枚方東口停留場構内

九番線に列車進入點燈式表示燈を以て防空燈火管制並に濃霧時に於ける保安安度を強化せんとするものにして 右は昭和十九年四月十九日業監第五八一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣 軌道停留場聯動裝置變更の件

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は神戸線中新在家停留場及同車庫線に於ける各信號機の接近鑢錠區間を延長し併せて車庫線轉轍器に轍叉鎖錠を施設し燈火管制時に於ける租界狹少なるに際し車輛の過走を防止し保安度を確保向上せんとするものにして 右は昭和十九年五月三日付業監第六六六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市 郡古野町變電所工事方法變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は昭和十八年二月二十二日附道第六四九號を以て照會に係る標記の件は左記の通り訂正回答し添附圖面第一號圖送電系統圖中し變電器一個とあるを三個に訂正し回轉變流器三個とあるを一個に訂正し添附圖面第一號圖を訂正第一號圖と差智せんとするものにして 右は昭和十九年五月六日付業監第六六九號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

石川縣

北陸鐵道 軌道線路延長特許申請の件

北陸鐵道株式會社申請に係る標記の件は現在同會社軌道金石線と市

内軌道線との距離は約五〇〇米あり、又金驛に近き白銀停留場に於ては朝夕の混雑時には満員續きにて不利不便甚し依て兩軌道間の距離を接近せしめ前記停留場の混雑を可及的緩和し且金石線沿線の大小工場通勤の工員輸送に資する爲線路を延長せんとするものにして右は昭和十九年四月十八日付業監第四九九號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

自動車交通事業法に依る申請に對する處分

熊本縣

九州産業交通株式會社 大阿蘇交通株式會社  
會社合併に因る自動車道事業承繼の件

大阿蘇交通株式會社經營自動車道事業を曩に交通事業の一元化に則り設立されたる九州産業交通株式會社に於て承繼せむとし本許可申請せるに對し四月二十四日付内務省熊國第四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

雜報

◎道路功績者の表彰 本會道路功績者表彰規程に依り、左の通表彰

し關係地方廳に其の傳達方を依頼した。

靜岡縣（三月十日）

表彰狀

田方郡上狩野村道路愛護會

富士郡元吉原村道路愛護會

道路工夫 土屋長平

同 鹽川時次郎

同 金指方

同 長谷川滋雄

同 村松武雄

元靜岡縣地方事務官 海野彌之助

大阪府（三月二十日）

表彰狀一等功績章三ツ組木杯 修路工夫 稻葉仙太郎

德島縣（三月二十五日）

表彰狀一等功績章三ツ組木杯 道路工夫 川人卯市

同 表彰狀二等功績章單杯 瀧川勘次郎

同 表彰狀二等功績章單杯 住友萬次郎

同 同 正部常吉

同 同 丸山幸太郎

岐阜縣（三月三十一日）

表彰狀一等功績章三ツ組木杯 修路工夫 片倉太久藏

表彰狀二等功績章單杯 同 駕見房吉

同 同 淺野勘藏

同 同 籠原吉之助

同 同 横井平三郎